

委員会提出議案第3号

共同調理場における栄養教諭等の配置にかかる加配、
及び国に対して配置基準改正の働きかけを求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

令和2年12月18日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 西 政 宏

共同調理場における栄養教諭等の配置にかかる加配、及び国に 対して配置基準改正の働きかけを求める意見書

学校給食センターの職員体制については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）に定める、共同調理場における栄養教諭等の配置基準に加え、食物アレルギーを有する児童生徒への対応等を充実させるため、栄養教諭の配置拡大の方策について検討することを求めた通知「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」が国から都道府県等に対し発出されている。

現在、本市学校給食センターでは市内 19 小中学校の児童生徒等に対し、1 日あたり約 4,600 食の給食を提供しており、食物アレルギー対応については、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、安心安全な給食を提供するため、現在はレベル 3（卵、えび、かにの除去食）、レベル 4 代替食の部分対応として牛乳を豆乳へ変更する対応をしており、令和 3 年度からは更にレベル 3 では乳の除去食、レベル 4 代替食の部分対応では小麦粉使用パンを米粉パンに変更する対応を実施する予定である。

このように、食生活を取り巻く社会環境が変化するなか、食物アレルギーを有する児童生徒への対応や、学校給食における食育の重要性は高まり、よりきめ細やかな対応が求められている。

よって、県においては、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 県内市町村における食物アレルギー対応等への取組みを考慮し、国の基準に加え栄養教諭等の加配を行うこと。
- 2 国に対し共同調理場における栄養教諭等の配置基準を見直すよう強く求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 和歌山県知事